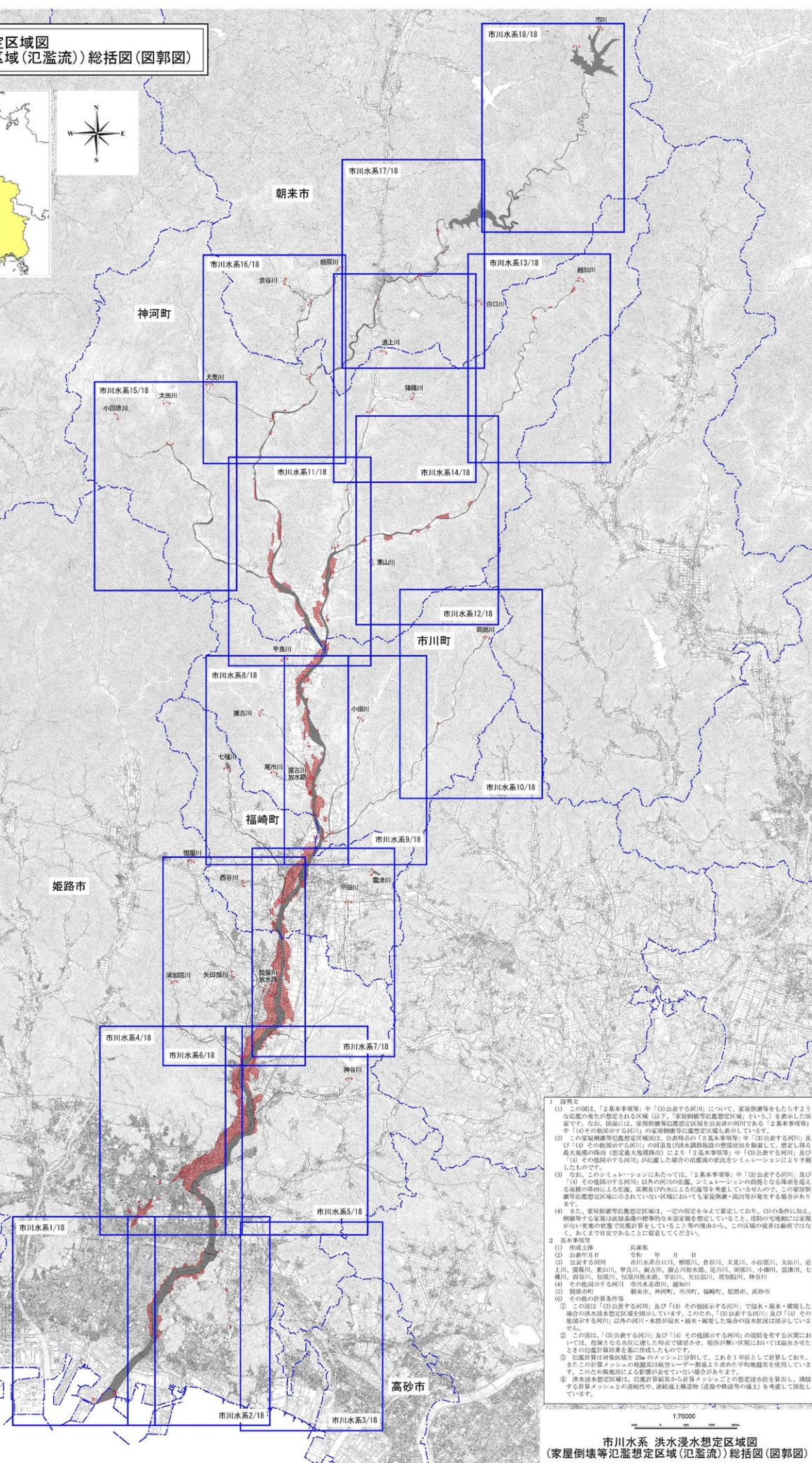


市川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) 総括図(図郭図)



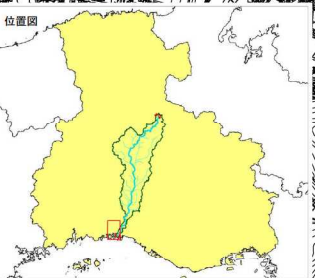
凡例  
 ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)  
 — 市町境界  
 ■ 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川(区画)

1 説明文  
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもちよるような氾濫の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」という)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(3)公表する河川」の氾濫想定区域を公表していません。  
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」の河況及び洪水調度設備の整備状況を調査して、想定される最大規模の氾濫(想定最大規模氾濫)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」が氾濫した場合の氾濫域の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる時点を指定する河川による氾濫、高潮及び対岸による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域図に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。  
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の想定をふりて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊する家屋は直接基礎の標準的な水没高を想定していること、道路の地盤には家屋がない地盤の状態を想定計算をすること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることにご留意してください。  
 2 基本事項等  
 (1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和 年 月 日  
 (3) 公表する河川 市川水系白川、榑原川、倉谷川、大見川、小田原川、太田川、道土川、猪俣川、東山川、甲良川、泉古川、現古川、尾上川、岡部川、小畑川、雲井川、七瀬川、萩原川、山崎川、坂本川、新田川、大田川、神谷川  
 (4) その他指定する河川 市川水系南川、越知川  
 (5) 関係市町 朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市  
 (6) その他の計算条件等  
 ① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」で洪水・越水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域を算出しています。そのため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」以外の河川・水路が洪水・越水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域は表示していません。  
 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」の氾濫を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、氾濫が広がる区域において洪水浸水想定区域の計算結果を基に作成したものです。  
 ③ 氾濫計算対象区域を「2」のメッシュ単位で、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの幅は概して100m程度より狭い平均幅を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。  
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定水位を算出し、既設する計算メッシュとの連続性や、基礎土構造物(道路や鉄道等の堤上)を考慮して図示しています。

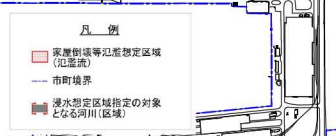
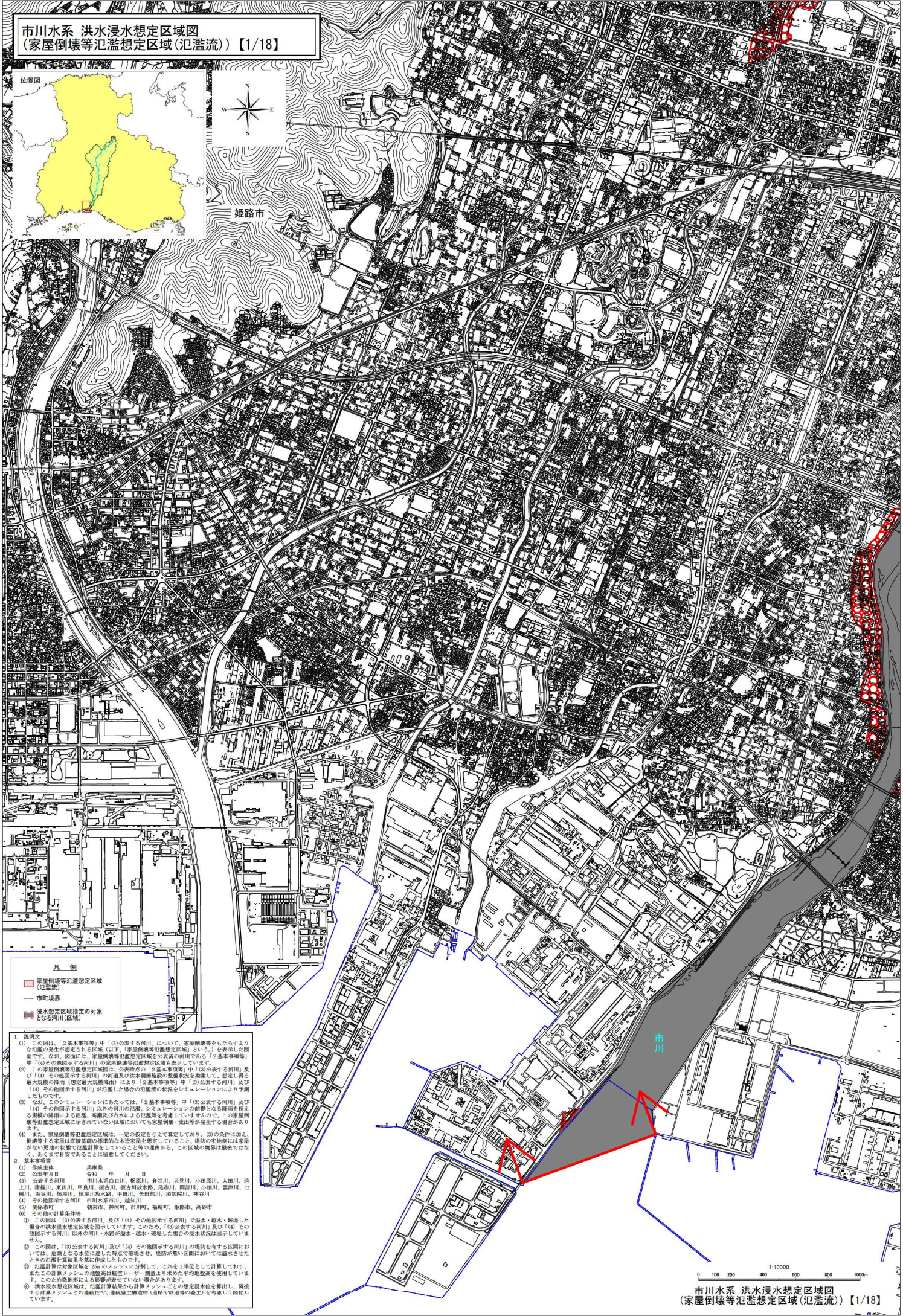
市川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) 総括図(図郭図)

1:70000

市川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【1/18】



姫路市



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をきたるような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河況及び洪水調流施設の状態等を勘案して、想定し得る最大規模の氾濫(想定最大氾濫高)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状態をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・家屋浸水が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をおいて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊する家屋の構造や基礎等の詳細な実態を想定している。倒壊の仕掛けには実態がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和 年 月 日

(3) 公表する河川 市川(水谷口川、御殿川、倉谷川、大見川、小田原川、太田川、道土川、西谷川、東山川、甲良川、飯吉川、飯古川(水橋)、尾川、岡部川、小畑川、雲津川、七種川、西谷川、榎原川、榎原川(水橋)、平田川、矢田川、須賀川、神谷川)

(4) その他図示する河川 市川(水谷川)、越知川

(5) 関係市町 朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

(6) その他の計算条件等

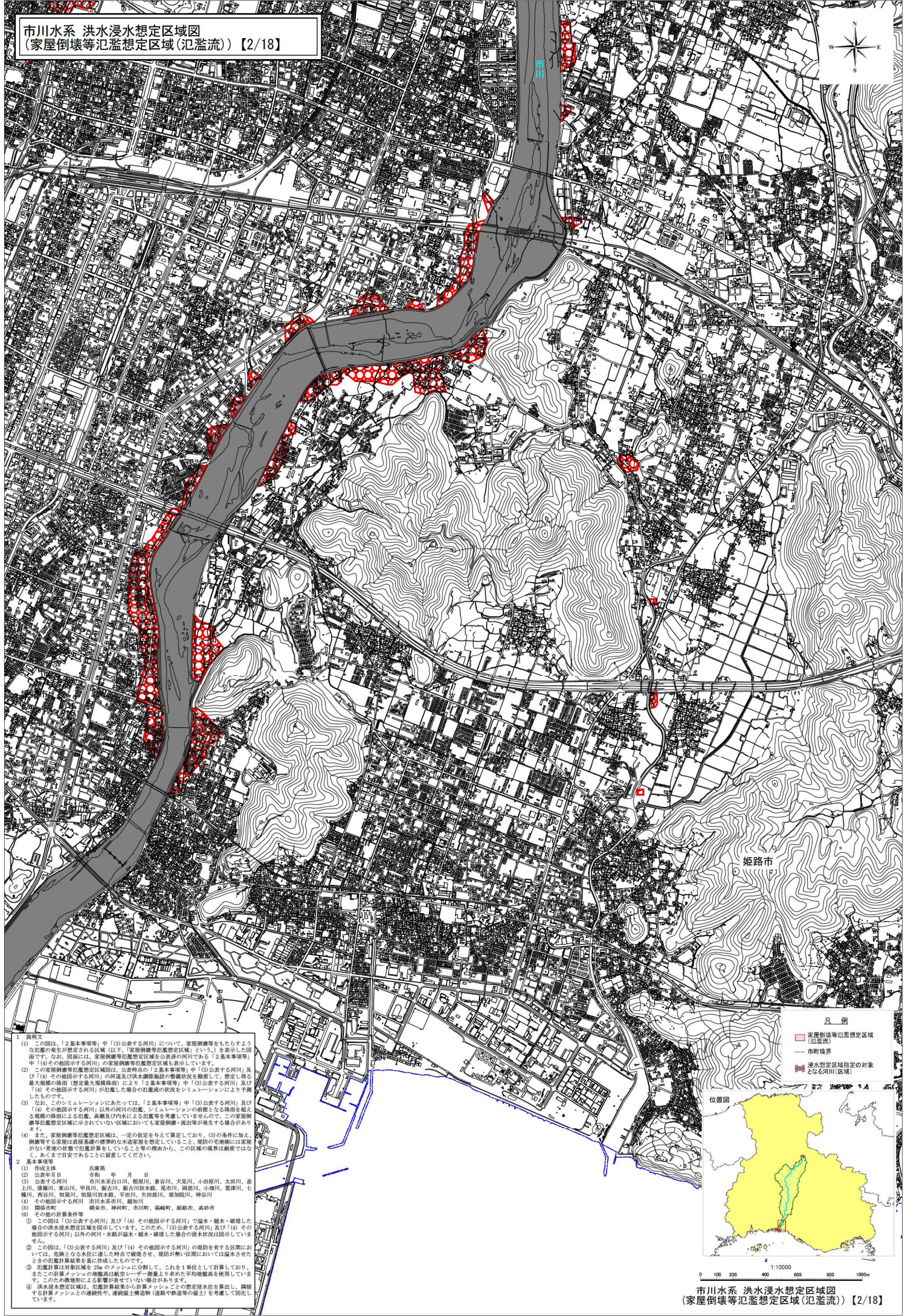
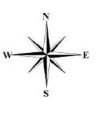
① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で浸水・倒壊した場合の洪水浸水想定区域を提示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が浸水・倒壊した場合の浸水状況は提示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防がない区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を20mのメッシュに分割して、これを1m単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が大きい場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、図解する計算メッシュごとの連続性や、連続体構築物(道路や鉄道等の土工)を考慮して図化しています。





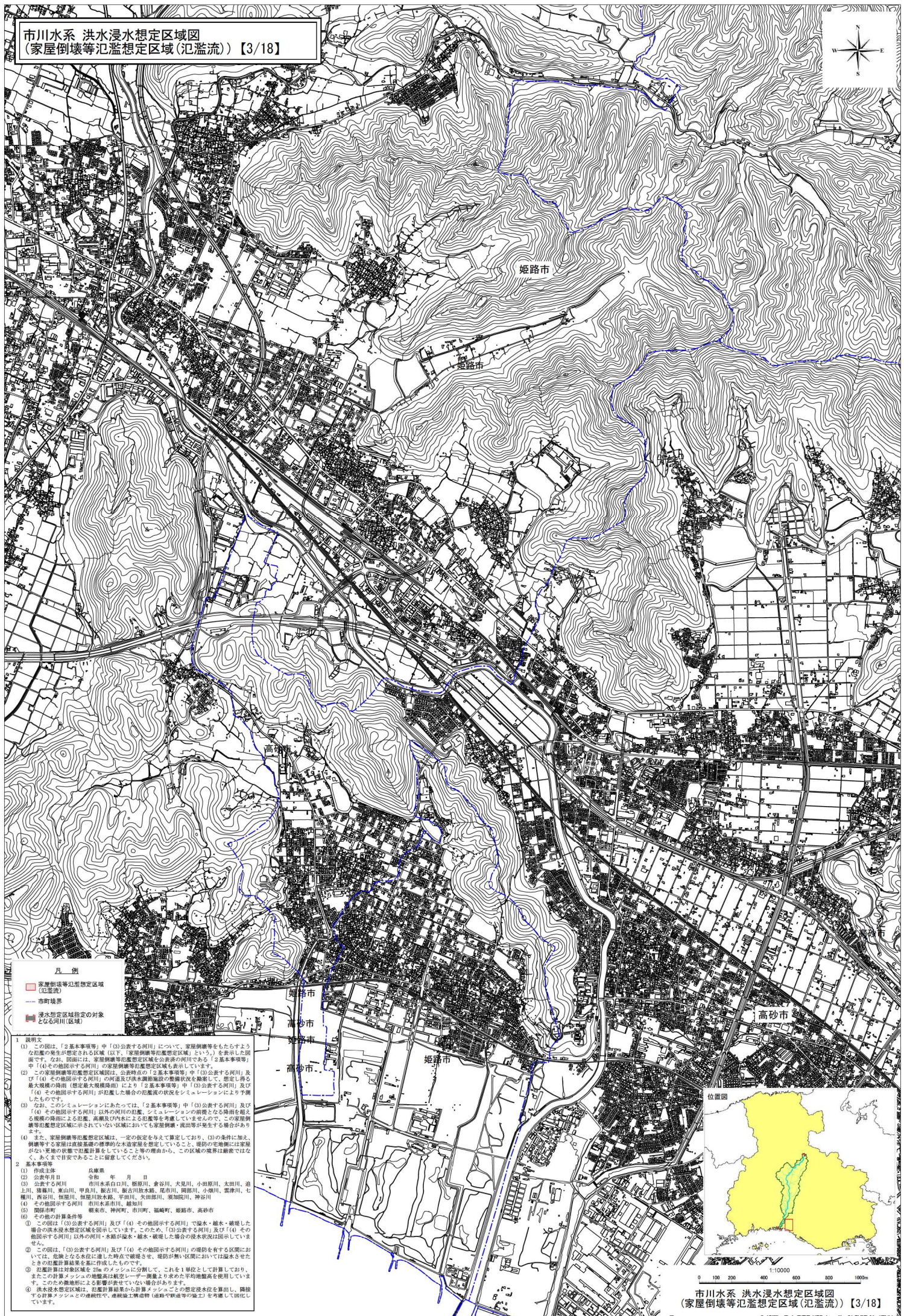
姫路市

- 1 説明文
- この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、家屋倒壊等氾濫想定区域)と、これを表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他表示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
  - この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」の河床及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の氾濫(想定最大氾濫高)による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前線となる降雨を超えざる規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域図に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
  - また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、氾濫する区域に家屋倒壊の現実的な想定していること、堤防の定規模には堤防がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- 作成主体 兵庫県
  - 公表年月日 令和 年 月 日
  - 公表する河川 (1)市川本谷川、姫路川、倉谷川、犬見川、小田原川、太田川、道上川、篠原川、東山川、甲良川、飯吉川、飯吉川放水路、尾山川、岡部川、小瀬川、雲津川、七瀬川、西谷川、恒屋川、恒屋川放水路、平田川、矢田原川、須加川、神谷川
  - その他表示する河川 市川(赤松川)、姫路川
  - 関係市町 朝来市、神河町、赤川町、福崎町、姫路市、高砂市
  - その他の計算条件等
    - この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」で洪水・越水・破壊した場合は洪水浸水想定区域図を提示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破壊した場合の浸水状況は提示していません。
    - この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を算出したものです。
    - 氾濫計算は計算区域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。
    - 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、関係する計算メッシュとの連続性や、連続堤上構造物(道路や鉄道等の壁土)を考慮して図化しています。

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町境界
- 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川(区域)





凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町境界
- 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川(区画)

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済みの河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河況及び洪水調剤施設の状態状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域図においても家屋倒壊・家屋が倒壊する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をおいて算定しており、(3)の条件に加え、氾濫等による家財・家屋の被害的な想定も想定しているため、一部の想定区域には氾濫が及ばない実地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和 年 月 日

(3) 公表する河川 市川水系白川、都賀川、香合川、大見川、小田原川、太田川、道土川、猪俣川、東山川、甲良川、飯吉川、飯吉川放水路、尾川、岡部川、小瀬川、雲井川、七種川、西谷川、榎原川、榎原川放水路、平田川、矢田部川、須知院川、神谷川

(4) その他図示する河川 市川水系白川、都賀川

(5) 関係する市町 朝来市、神岡町、市川町、須崎町、姫路市、高砂市

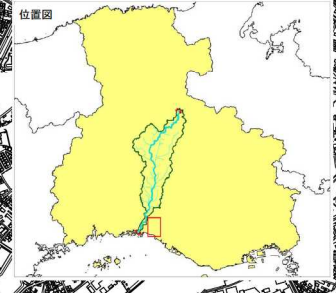
(6) その他の計算条件等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・渇水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が洪水・渇水・破壊した場合の洪水浸水想定区域は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区画においては、危険となる水位に達した時点で堤防が壊れ、堤防が無い区画においては洪水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算対象区域は、このメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、関係する計算メッシュとの連続性や、連続した構造物(道路や鉄道等の施設)を考慮して図示しています。



0 100 200 400 600 800 1000m  
1:10000